様式第18の5(第25条の5関係)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供業務開始届出書

年　　月　　日

総務大臣　殿

郵便番号
(ふりがな)
住　　所
(ふりがな)
氏　　名　(法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)
連 絡 先　(連絡のとれる電話番号等を記載すること。担当部署等がある場合は、当該担当部署名等を記載すること。)

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したので、電気通信事業法第38条の2第1項の規定により、届け出ます。

第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類				
当該卸電気通信役務の種類ごとの当該卸電気通信役務の提供の業務開始年月日				
当該卸電気通信役務の種類ごとの業務区域				
卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項	当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称			
	当該提供卸電気通信役務の内容			
	当該提供卸電気通信役務に関する料金			
	当該提供卸電気通信役務に関して、当該卸先電気通信事業者に対して支払う金銭等(金銭その他の財産をいう。)			
	当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者の責任に関する事項			
	当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該卸先電気通信事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項			

	電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法			
	電気通信回線設備の使用の態様に関し制限を設けるときは、その事項			
	重要通信の取扱方法			
	当該提供卸電気通信役務を円滑に提供するために必要な技術的事項			
	上記に掲げるもののほか、当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供条件又は当該卸先電気通信事業者若しくはその利用者の権利若しくは義務に重要な関係を有する当該提供卸電気通信役務の提供の業務と併せて行う業務の条件に関する事項があるときは、その事項			
	有効期間を定めるときは、その期間			
	提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システムの機能及び料金その他の提供条件			
	提供卸電気通信役務に係るSIMカードの種類、機能及び料金その他の提供条件			

注1　「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第4の表の1から35までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

2　「卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項」(「当該卸先電気通信事業者の氏名又は名称」を除く。)の各事項について第25条の7第4号の表の上欄1の項に掲げる特定卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者が二以上の場合にあつては、当該電気通信事業者において共通の事項と差異がある事項に分けて記載すること。

3　「卸先電気通信事業者ごとの次に掲げる事項」のうち「提供卸電気通信役務に係る役務利用管理システムの機能及び料金その他の提供条件」及び「提供卸電気通信役務に係るSIMカードの種類、機能及び料金その他の提供条件」については、第25条の7第5号に規定する場合に該当する場合にのみ記載すること。

4　添付する契約書その他の書面の写しに記載がある項目については、該当箇所を示すこと。

5　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。